

懲戒処分以外の処分の実施状況

(平成30年12月)

〔教育委員会〕

処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
30. 12. 19	文書訓告	公立中学校 校 長	平成30年5月及び9月、18歳未満の女性に対して、わいせつな行為を行ったとして処分を受けた主幹教諭に対する監督責任。 (主幹教諭は、30. 12. 19 免職)
30. 12. 19	文書訓告	県立学校 教 諭	平成30年8月から11月、部活動の生徒15名に、胸ぐらをつかむ、胸を強く押す、腹部や足を蹴る、平手打ちをするなどの体罰を行った。
30. 12. 19	口頭訓告	県立学校 校 長	上記に対する監督責任。
30. 12. 19	口頭訓告	県立学校 校 長	平成30年11月、速度違反取締中の警察署員に、速度超過により検挙されたとして処分を受けた教諭に対する監督責任。 (教諭は30. 12. 19 減給10分の1 1月)

【問い合わせ先】

公立小中学校 : 義務教育課 [直通:089-912-2942 (県庁内線:2942)]

県立学校 : 高校教育課 [直通:089-912-2952 (県庁内線:2952)]